

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號六第 卷十第

行發日一月六年九正大

## 論 說

財産税の利弊……………法學博士 神戸 正雄

鎌倉時代の家族制度(五)……………文學博士 三浦 周行

Jan de Wittに就きて(一・完)……………法學博士 財部 靜治

龔自珍の農宗說……………文學士 小島 祐馬

明治の米價調節(七・完)……………法學士 本庄榮治郎

人格主義の立場に於ける經濟と人生の考察(一)……………法學士 石川 興二

## 時事問題

目下の恐慌及び失業……………法學博士 戸田 海市

恐慌の對策と銀行業者……………法學士 大森 研造

## 雜 錄

北米合衆國に於ける農耕地……………法學博士 高岡 熊雄

沙見法學士に答ふ……………武藤 山治

經濟生活の道德化……………法學博士 神戸 正雄

古代に於ける植民史訓……………法學博士 山本美越乃

附錄……………本誌第十卷總目錄……………

## 鎌倉時代の家族制度（五）

三 浦 周 行

### 五 家族制度の實施

余はこれより鎌倉時代の古文書に徴して家族制度に關する立法が如何なる程度に迄實施せられたりしかを觀察せんことをす。

此時代に於ける家督及び遺産の處分に關する被相続人の意志表示は讓狀なる文書に於てなされたり。讓狀は又處分狀、分け狀杯と稱せらる。其文體は（一）假字若しくは假字交文を用ゐるもの（二）和真を帯びたる漢文を用ゐるものとあり、

讓渡 ねうはうの所

あはのくにいくいなさう、むさしのくにすんのはらのさうの内まんきちのかう

右件の所々御下文らをあいしくしてゆつりわたす事しち也、たゞしかきりあるねんくくわやくにいたては、せんれいにまかせて、さたをいたすへし、よてこにちのせうもんのために、ゆつりわたすさう如件、

寶治二年八月八日

(岩松)

源 時 兼 (花押)

(正木文書)

は第一例にして、

讓渡 陸奥國宮城郡高用名内村々地頭職事

子息左衛門尉家政

餘部村 除女房并須彌谷  
女子伊澤女子分 村岡村椿村 田者東宮仁  
參町可滅也

右所讓渡子家政實正也、子息等中ま不可有違亂之狀如件

文永二年三月二日

留守藤原(花押)

(留守文書)

は第二例なり。其内容はもとより一定せずと雖ども、概してこれをいへば、先づ其讓與すべき田宅(田島在家)資財(動産)所從、下人奴婢等を擧げて、其祖先以來相續し來れるものなること(重代相傳の所領)自己の買收せるものなることを明らかにし、相續人に向つてこれを讓與するの意を示して後證に備へ他の侵害を防がんとし、年月日の下に被相續人の署名花押を自署するものなり。

次にこれに載せたる特殊事項の説明に移らん。所領の田地は「四至(境界)坪付を本券面に譲りてこれを略したると(二)これを載せたとあり、「四至坪付有本券」「四至堺者本證文に見たり」な

ど、の但書を加ふるものは第一項にして、寧ろ普通の場合なるも、彌寝文書(一)正安三年二月廿一日の讓狀、市川文書(二)元亨元年十月廿四日の讓狀、都甲文書弘長三年十一月二十一日の讓狀等に見えたるが如く、讓狀に四至を具載せるもこれなしとせず。次に是等の所領が公武の爲めに負ふべき義務即ち年貢公事は單に先例に任せて沙汰すべしといへる外、其數額を載せたるもあり是等の義務は京都大番を始めすべて其所領の田數即ち田地の高に割充て賦課するものなれば、分限に従つて勤むとはいへり。其率に至りては未だこれを詳かにせずと雖ども、多少の參考資料なきにあらず。(一)薩藩舊記(前集四)に收めたる入來院文書建長二年十月二十日の置文には所領の高に對して公事定田を定めたり。今これを左に抄出せん。

定置就<sub>二</sub>子公事并諸事<sub>一</sub>可<sub>二</sub>存知子息等<sub>一</sub>子細狀  
一公事田數事

御公事本田十九町肆段雖<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>伊勢大類之分<sub>一</sub>相<sub>二</sub>具今所領<sub>一</sub>令<sub>二</sub>配分<sub>一</sub>單、

十町四段 大功田

九町 大類

參十壹町貳段 河會

漆拾五町 入來

陸町

打鉦

已上百參拾壹町陸段

以之勘定拾九町肆段

一三郎分

九町 大類 十漆町四段 河會

參町 打鉦 十捌町七段半 入來

但公事定田七町四段

一四郎分

十町四段 大功田 貳町參段 河會

十捌町七段半 入來

但公事定田肆町七段半

一五郎分

肆町 河會 十捌町七段半 入來

但公事定田參町

一次郎三郎分

漆町五段 河會 參町 打鈍

十町四段大三十步 入來

但公事定田參町壹段

一六郎次郎分

捌町貳段大三十步 入來

但公事定田壹町貳段

一あら六分

貳町 入來谷田也 但除十九町四段御公事田數定也、

右各隨<sub>二</sub>此田數<sub>一</sub>色々御公事京都大番可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>勤仕<sub>一</sub>也、

一於<sub>二</sub>領家國司兩方御公事者<sub>一</sub>以<sub>二</sub>入來院七拾五町田數<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>勤仕<sub>一</sub>也、

一子息等中、自<sub>二</sub>此所領<sub>一</sub>得替事出來者、勘<sub>二</sub>合殘田數<sub>一</sub>就<sub>二</sub>子得田<sub>一</sub>於<sub>三</sub>三郎明重之沙汰<sub>一</sub>、御公事

可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>支配<sub>一</sub>、於<sub>二</sub>得替所<sub>一</sub>者、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>勤者也。

一鎌倉御神事之時、舍人出立事、一向<sub>二</sub>三郎かいと<sub>一</sub>なみにてあるへし。

一鎌倉より人夫をめさるゝ時、うちもろりにかやふちこゝろかたやしきはたけのほとをはからひてあつへし、人夫あまたあたらむ時は、女房のふんにもさたすへし、三度に二度はう

ちもろりよりあひまいらすへし。

(下略)

次に(二)和田文書には文永九年十月六日の和泉國上方御家人に對する大番兵士の支配狀を收めたりこれに據れば、二町五段別に兵士一人を出すものにして、例せば信太左衛門尉は所領二町に對して兵士一人を出し、池田上村左衛門は四町に對して亦同じく一人を出し、石津左衛門尉は五町に對して二人を出し宇多左衛門尉は七町一段に對して同じく二人を出し信太右衛門尉は七町五段に對して三人を出せるが如し、こはもとより一般の場合に於ける規定と認むるには、尙ほ多少の餘地ありとすべきも、略これを類推すべく、其他の公事に至りても、讓狀に載せたるもあり、元亨元年十月二十四日市川盛房の讓狀の如きは「御公事は別にかきをく也」と記して同日の日附の公事の置文(定置御公事以下事と題せり)を添へたり。これに據れば、一貫文の公事を課せられたりとせんに、惣領六郎は四百文、庶子八郎は百五十文、同じく九郎は二百五十文、同じく十郎は二百文の割合を以てこれを負擔すべく、所領志久見の年貢は六郎二貫文、八郎六百文、十郎一貫二百文を負擔すべしといふにあり。(女子の公事負擔額は其讓狀に書載せたりと見ゆるも、それには「大御公事はとしことに□□の用途を十郎の方及沙汰すべし」とありて蠶損の爲めこれを缺くも庶子の一人たる十郎に納むること、せりと見ゆ)而して大番役等の義務は男子と雖ども、疾病

老年等の場合は親族家人等を代人即ち代官としてこれに代らしむることを得たれば、女子の如きは當然代官の代役に依るを例としたりしが、必ずしも皆然りしにあらず。松浦黨山代文書に收むる曆仁二年正月二十七日而六波羅の披露狀に山代三郎固の後家が大番役勤仕の爲め在京せし時、其女子が亡夫固の遺産處分につきて訴訟を提起せる爲め、幕府よりの召符(召喚狀)に接して鎌倉に赴きしことを載せたるが如きは其一例として見るべし。

斯くて遺産分配の専ら行れたる當時にありては惣領も庶子も一樣に此種の負擔を免れざるも、幕府は家族制度を利用して惣領をして其家族の分限に應じ、負擔額を定めてこれを分擔完済せしめたり。故に當時の讓狀に於ても、「於關東御公事者、隨所領田數守嫡子大炊助之支配可<sub>レ</sub>致沙汰也」(志賀文書延應二年四月六日尼深妙讓狀)といひ、但如此雖令分讓之於關東御公事者、隨所領之大小、依得分之多少、嫡子大炊助親秀爲惣領可<sub>レ</sub>令支配也、といひ(志賀氏文書貞應二年十一月二日前豊前守藤原朝臣讓狀)中野馬入道殿跡に御頭以下大小御公事あらん時は六郎惣領として配分すべし(市川文書二元亨元年十月二十四日盛房讓狀)といふが如く、此事を明記したるあり。

田島山林等不動産以外の遺産(遺物)には資財あり所從あり。資財の中には武士丈に往々家實の武器の分配を記せるものあり、例せば前引市川文書(二元亨元年十月廿四日盛房の公事置文の一節に



一遺物所従事、母のはからひたるへし、見くるしくゆいもつなといふ事あるへからず、たゞしこさくらをとしのきせなか重代のよろいひたゝればたは六郎、又まつかわをとしのはらまきよろい八郎、又こさくらをとしのよろい九郎にたふ也、そのほかさいのくそくともは、はゝのはからひたるへし、いくほとなきあひた、ゆつり狀も見くるしきほとにかきあたへぬなり。

と見たるが如し。此意味に於て、當時の讓狀に此種の遺産處分を載せざるものありしなるべきも、此外其田畠等に比して重要視せられざりしにも依らざるべからず。

所従は又下人雜人ともいはるゝものにして即ち奴婢なり。讓狀中亦往々これを記せるものなきにあらざるも、單に員數を擧げたるに止れるに、彌寢文書(一)に收むる建治二年正月三十日散位建部清綱の所従抄帳が嫡子清親、二男頼綱、建部太子、同中子、同三子、同四子、久齋御前、廐房、虎妙御前、下主御前、虎房、初子御前、三男清助、瀬原中子、矢藤太等の子及び親族の得分として分配すべき所従の人名を具載せるは珍とすべし。これを見るに、稀れには名字を有すること小加羅和泉、皮籠矢太郎の如きものなきにあらざると雖ども、多くは名を擧げたるのみにて本人一人の外親子を併せ有するものには一類何人、父子何人、母子何人と書し、最後に

右件奴原任抄帳之旨、各可令相傳、若背此狀、於致違亂輩者、所讓與所領田畠不可領知者也、但所漏抄帳奴原者、子息等中寄會相分無違亂可令得分也、仍抄帳如件、

と記せるを見るは、是等の所従が如何に劣等なる待遇を受けつゝありしかを察すべし。

是等の讓狀には其讓與すべき所領に關する次弟證文即ち、讓與、賣買、安堵等一切の證券を添へて相續人に交附するを例とし、そが他の所領と關聯して分離すべからざるものは「連券」と稱して、これを添附する代りに、賣買の場合に見るが如く其證券の裏面に一部の讓與をなしたることを記し置くものあり。これを稱して裏を封するといへり。又惣領に對する讓狀へ添附するものあり。志賀文書(乾)正安三年十二月廿日沙彌阿法の讓狀に、「於次弟證文等二者、依爲類驗二所副三渡嫡子貞朝也」といへるは其一例なり。又其寫を添附するものあり、大川文書嘉曆四年四月二十三日沙彌幸蓮の讓狀に「御くたしふみ□□したいせうもんは、あんをうつしてそひもたするしやうもんはあにさへもんたらうゆつりわたしをはんぬ」といへるは其一例なり。

讓狀は其形式より分つて二種となすことを得べし。(一)嫡子以下の家族其他の親族の得分を一通の中に連記せるものと(二)嫡子其他の家族親族に一々其得分を書き與へたるものとこれなり。志賀氏文書(坤)に收むる延應二年四月六日尼深妙の讓狀和田文書(一)に收むる永仁二年十一月七日沙彌性蓮の讓狀等は第一項に當るものにして、其他の多くの讓狀は第二項に當るものなり。若し此分配に漏れたるものある場合は(一)嫡子をして相續せしむること和田文書(一)永仁二年十一月七日沙彌性蓮の讓狀に右庶子配分田畠之外者、可爲嫡子進退者也」といへるが如きもあれば、兄の子、弟の子の如き特定の人を指定してこれに相續せしむること留守文書(一)正安二年五月二十一

日沙彌淨妙の讓狀に「所<sub>レ</sub>殘者有<sub>二</sub>芳志<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>讓<sub>二</sub>舍兄等之子息<sub>一</sub>也」といへるが如きものあり、諸子間に分配相續せしむること、前掲所從抄帳に見えたるが如きものあり、而して間々被相續人が妻の處分に任すと遺言せるものなきにあらず。

被相續人が讓狀を作製するの動機は後日の支證に備へんが爲め、生前に遺産の處分をなし置く慣習に基くこととより言ふ迄もあらずと雖ども(一)市川文書(一)に收めたる中野仲能の訴狀(末缺くも文永年中のもの)に「彼讓狀者、所勞火急之間、云<sub>二</sub>姉分<sub>一</sub>云<sub>二</sub>仲能分<sub>一</sub>所<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>書<sub>二</sub>于一紙<sub>一</sub>也」といへるが如く重病に瀕してこれを認めしものあり、(二)大川文書に收むる元應元年十月二十日大藏種宗の讓狀は妻に充てたるものなるが、「せんちやうにあいむかう事候あひた、ゆつりわたしまいらせ候」といへるは其出征に際して認めしものにして、武士に取りては寧ろ有勝の場合なりと謂ふべし。

されば讓狀は自筆を以てこれを認むるを原則とし、中にはこれを明記せること、大川文書嘉曆三年五月十三日沙彌幸蓮の讓狀に「よつてのちのためにしひつにてゆつる」といへるが如きもあり、甚しきに至りては武雄社文書(中)正和三年九月二十三日沙彌入眞の讓狀に「又入眞ゆつりのなかに、たひついできたらはほうしよたるへきなり」といへるが如く、自筆以外の讓狀を排して文書偽造なりとせるものさへあり、故に死期に臨みて讓狀の本文を他人に代書せしむる場合にもみづから筆を執りて署名花押のみは自署せるものあるを見るなり。而して普通の場合に於ては被

相續人一人署名するも、間々夫が妻と、親が嫡子と連署せる實例なしとせず。

被相續人が生前に其遺産の處分をなさざりし場合即ち式目の所謂未處分跡につきては相馬文書(一)に幕府が故相馬胤村の遺族を其子松若丸、某丸及び寡婦(後家尼)に分配せる文永九年十月二十九日附の安堵狀ありて、それには

右亡父(寡婦には亡夫)左衛門尉胤村跡爲<sub>二</sub>未處分<sub>一</sub>所<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>配分<sub>一</sub>也、早守<sub>二</sub>先例<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>領掌<sub>一</sub>之狀依<sub>レ</sub>仰下知如<sub>レ</sub>件

と書し執權の連署を載せたり。又薩藩舊記(前集四)に收むる小根占池端氏所藏の文書にも、幕府が佐汰進士親高の遺領を其第五女地藏女に分配せる建長五年十二月二十八日附の將軍家政所下文ありて、それには

右亡父親高未處(分の字を脱す)之間、所<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>配分<sub>一</sub>也、者可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>領掌<sub>一</sub>之狀所<sub>レ</sub>仰如<sub>レ</sub>件、以下と書し、政所別當以下の連署あり。式目(二七)は此場合に幕府が相續人の奉公と器量とを考慮して分配處分すべきこと前章に説きしが如くなれば幕府の此處分はこれに據れるなるべし。相馬文書(一)に永仁二年八月二十二日に左の如き下知狀あり、

可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>早平胤門領<sub>一</sub>知陸奥國高村并萩追<sub>已上田數</sub>職<sub>二</sub>配分<sub>一</sub>事

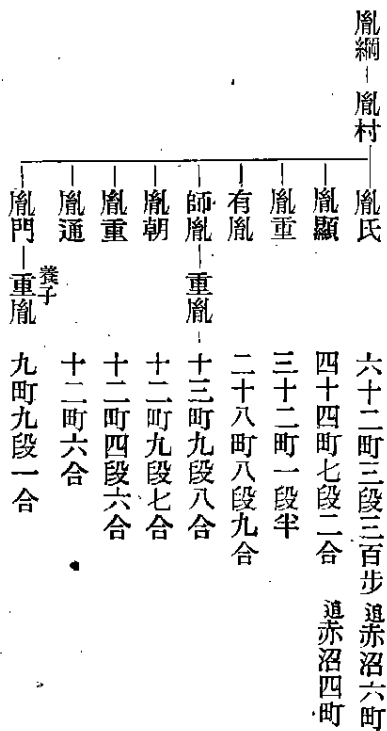
右以<sub>二</sub>亡父左衛門尉跡<sub>一</sub>所<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>配分<sub>一</sub>也、者守<sub>二</sub>先例<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>沙汰<sub>一</sub>之狀依<sub>レ</sub>仰下知如<sub>レ</sub>件

永仁二年八月廿二日

陸奥守平朝臣 (花押)  
相模守平朝臣 (花押)

相續人たる胤門は胤村の子なれば、亡父左衛門尉は胤村にして、生前其遺産の處分をなさずして死したる爲め、幕府の分配處分をなしたるものなれば、これも同じく未處分跡たりしなり。而して同書には次の永仁二年御配分系圖なるものを添ふ。即ち前記下知狀の所謂配分狀なり。

永仁二年御配分系圖



以上の分配額に現る、田地の高が嫡子に最も多く、庶子に逮減するは、式目の精神の實現せられたるものと看做すべし。